

児童手当 現況届およびその他申請受付について

受給資格審査にかかる現況届

毎年6月以降に、住民登録やお子さまの監護の状況を確認し、児童手当を受給する資格があるかを町で審査します。受給者のうち、下記の要件に当てはまる場合は現況届の提出が必要となります。提出が必要な場合には個別に案内を送付しますので、案内に記載の期日までに手続きをしてください。

【現況届の提出が必要な人】

- ・受給者と児童が別に居住している人
- ・離婚協議中などで配偶者と別居している人
- ・大学生年代の子がいることにより多子加算の対象となっていて、かつ、その子が学生以外である人
- ・その他、町から提出の案内があった人

その他申請受付

昨年10月の児童手当制度改正により、所得制限が撤廃され、支給期間は高校生年代まで延長されました。新たに支給対象となる人で、まだ申請がお済みでない場合は、お早めに手続きをしてください。また、大学生年代の子についての学費などの経済的負担が受給者にあり、高校生年代までの子と合わせると3人以上である場合、手当額の加算が受けられる場合があります。

詳しくは町ホームページにてご確認ください。

問 子ども課 ☎32-5078

後期高齢者医療からのお知らせ

7月31日以降、順次、健康保険証は使えなくなります。マイナ保険証が資格確認書で医療機関・薬局にて受け付けしてください。マイナ保険証をご利用の場合はそのまま医療機関・薬局でご利用できます。

また、マイナ保険証の有無に関わらず、後期高齢者医療制度に加入している人は、令和8年7月までの間は、申請しなくても資格確認書が交付されます。

後期高齢者医療資格確認書

- ・資格確認書は、はがきサイズです。
- ・有効期限は、7月31日までです。
- ・8月1日からの新しい資格確認書は7月中旬頃送付予定です。



国民向けマイナンバーカード
の利用案内サイト
(厚生労働省ホームページ)

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和7年7月31日 交付年月日 令和6年12月2日	
被保険者番号	00000000
住所	岐阜市〇〇町〇丁目〇番地
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和24年12月2日
資格取得年月日	令和6年12月2日
負担割合	1割
発効期日	令和6年12月2日
限度区分	区分1
発効期日	令和6年12月2日
長期入院該当日	
特定疾病区分	
発効期日	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	39212014 岐阜県後期高齢者医療広域連合 医療広域 連合印

問 健康福祉課 ☎32-1105

認知症カフェに参加してみませんか

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の人や認知症へ不安のある人、その家族、地域住民、専門職など、皆さまが気軽に参加し集える場所として「認知症カフェ」を開催します。

6月の開催日は下記のとおりです。内容などの詳細については各事業者へお問い合わせください。

開催日時および事業者

6月13日(金) 14時~16時 船戸クリニック(船附) ☎36-0070

問 健康福祉課 ☎32-1105